

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 8 月 3 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

住所

フリガナ 代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4年 8月 3日

届出者

有限会社栄商会

〒630-8014

奈良市四条大路五丁目6番15号

代表取締役 藤井透



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ サカエショウカイ 、有限会社 栄商会		
住 所	〒630-8014 奈良市四条大路五丁目6番15号		
フリガナ 代表者の氏名	フジイ トオル 代表取締役 藤井透		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名 取締役 取締役 代表取締役		ハラダ シゲユキ 、原田 重行 フジイ チカコ 、藤井 恭子 フジイ トオル 、藤井 透	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 8 月 3 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

〒630-8014 奈良市西条大路五丁目6-15号
有限会社 井 商 会
代表取締役 井 透
電話 0742-33-6104 FAX 0742-35-4043

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市四条大路五丁目6番15号
有限会社栄商会

会社法人等番号	1500-02-000788	
商号	有限会社栄商会	
本店	奈良市尼辻町126番地	
	奈良市四条大路五丁目6番15号	昭和54年11月1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記	
会社成立の年月日	昭和41年3月25日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生、冷暖房設備及び工事一式 2. ポンプ設備及び工事一式 3. プロパン瓦斯配管設備及び工事一式 4. 土木工事一式 5. 水道施設工事一式 6. 消防施設工事一式 7. 給排水設備工事一式 8. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	3000株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3000株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記	
資本金の額	金300万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
役員に関する事項	奈良市南魚屋町6番地 取締役 原田重行	
	京都府相楽郡加茂町南加茂台六丁目11番地6 取締役 原田重行	平成18年4月10日住所移転 平成18年7月10日登記
	奈良県高市郡明日香村大字栢森399番地の2 取締役 藤井透	平成18年6月30日就任 平成18年7月10日登記
	奈良県高市郡明日香村大字栢森399番地の2 取締役 藤井恭子	平成18年6月30日就任 平成18年7月10日登記
	代表取締役 藤井透	平成18年6月30日就任 平成18年7月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和4年7月26日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

北田登

